

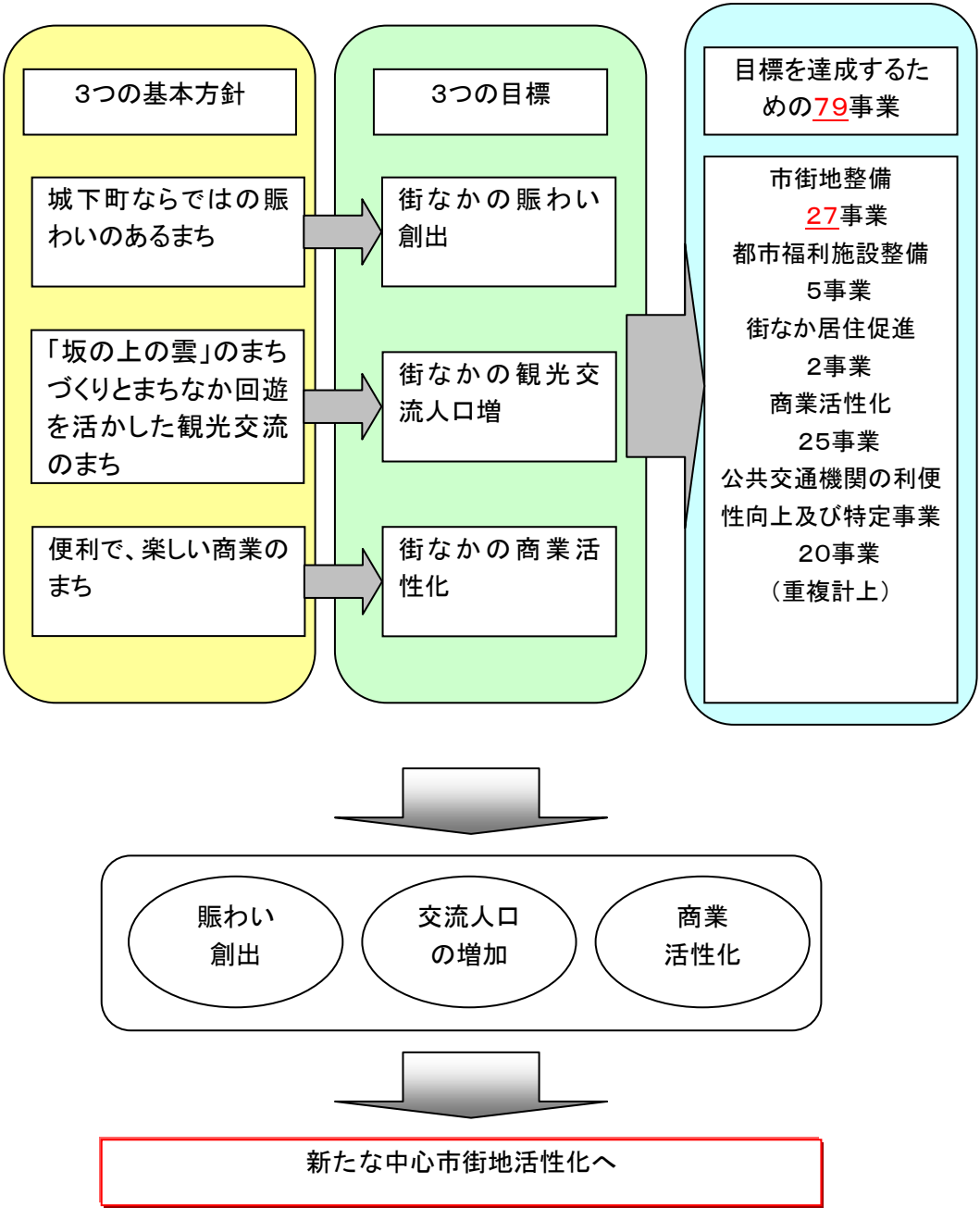
松山市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後		変 更 前	
○基本計画の名称	松山市中心市街地活性化基本計画	○基本計画の名称	松山市中心市街地活性化基本計画
○作成主体	愛媛県松山市	○作成主体	愛媛県松山市
○計画期間	平成 20 年 11 月から <u>平成 26 年 7 月 (5 年 8 ヲ月)</u>	○計画期間	平成 20 年 11 月から <u>平成 25 年 3 月 (4 年 5 ヲ月)</u>

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針
(7) 中心市街地活性化に関する基本的な方針

計画の概要

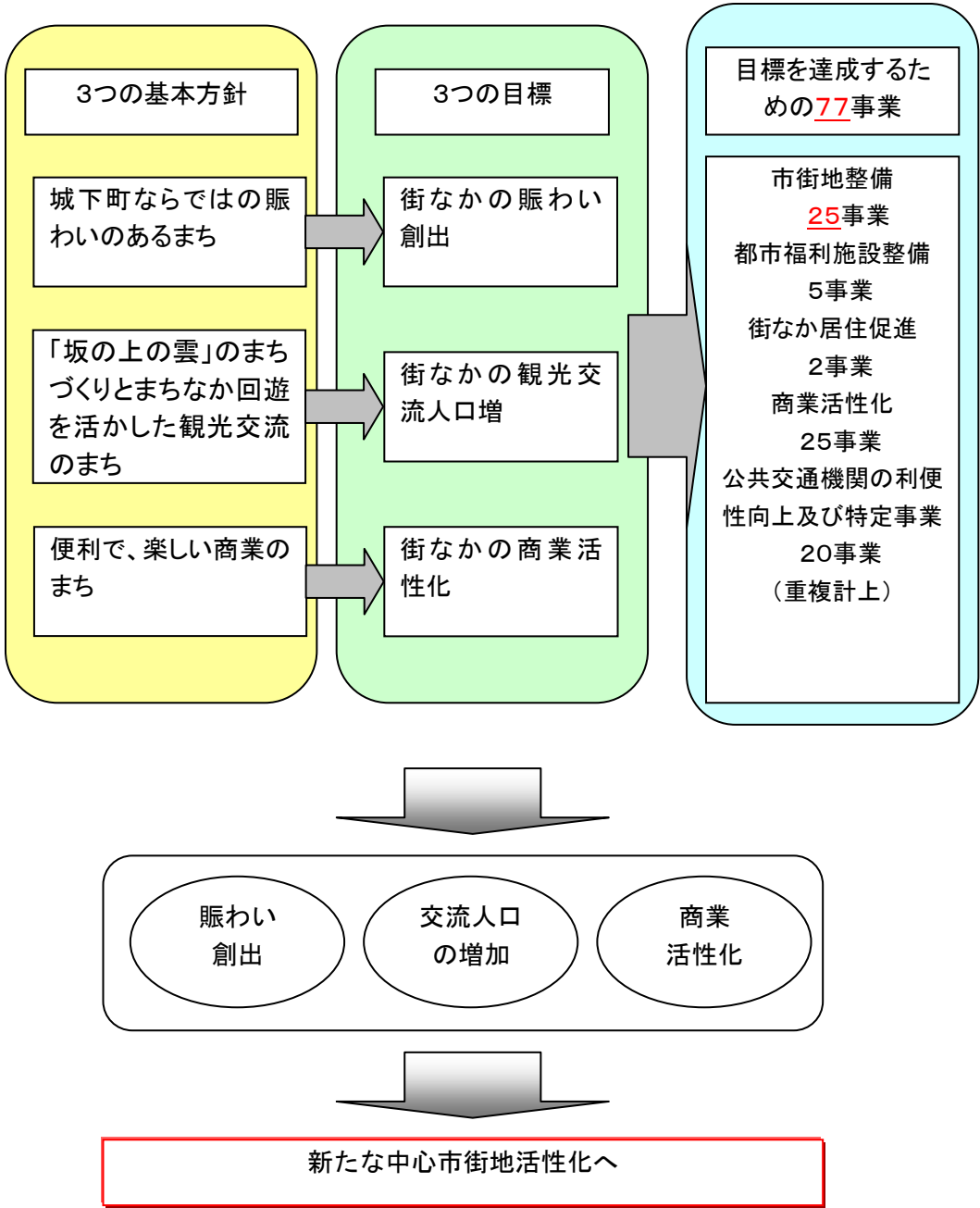
将来像「50万中枢都市の顔づくり」
～城下町ならではの歴史文化と都市機能が調和する
元気、活力日本一のまち～



1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針
(7) 中心市街地活性化に関する基本的な方針

計画の概要

将来像「50万中枢都市の顔づくり」
～城下町ならではの歴史文化と都市機能が調和する
元気、活力日本一のまち～



3. 中心市街地の活性化の目標

- (1) 略
(2) 計画の期間

計画期間は、平成20年11月から平成26年7月までの5年8箇月とする。

- (3) 略
(4) 具体的な目標値の考え方

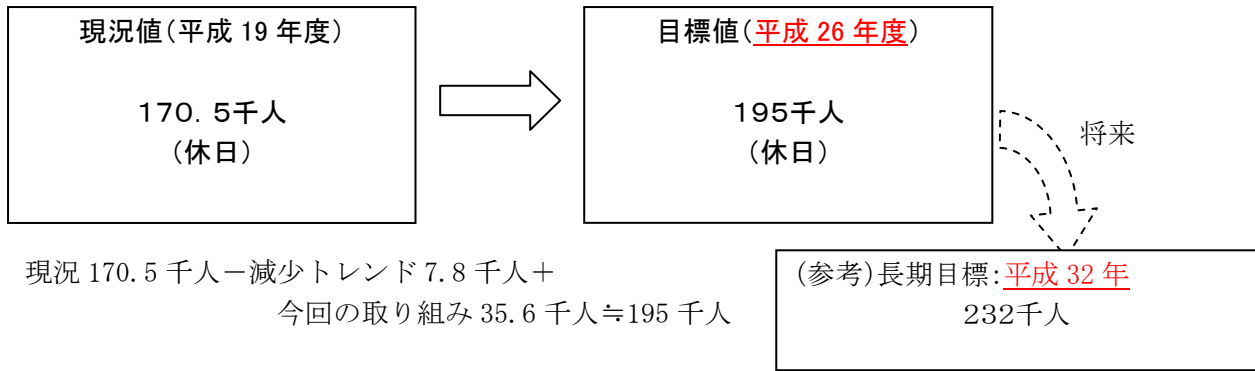
1) 「街なかの賑わい創出」の数値目標

中央商店街の歩行者通行量

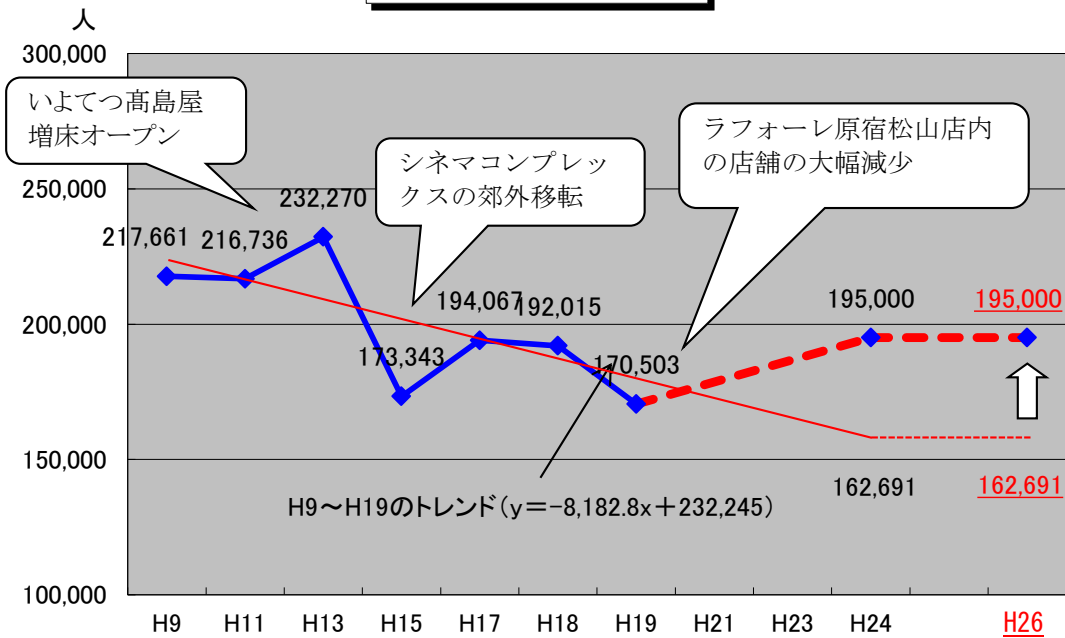
(略)

来街者の通行量の目標値（休日）について、J R松山駅周辺整備完成目標年次である平成 32 年の長期目標として、232 千人とし、当面、平成 26 年度においては、平成 17 年度を上回る 195 千人とする。

なお、基本計画の終期は当初設定していた平成 25 年 3 月から平成 26 年 7 月へと変更されたが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、目標値は据え置くものとする。



中央商店街の通行量推移



資料:「中央商店街通行量調査」

3. 中心市街地の活性化の目標

- (1) 略
(2) 計画の期間

計画期間は、平成20年度から平成24年度までの5カ年とする。

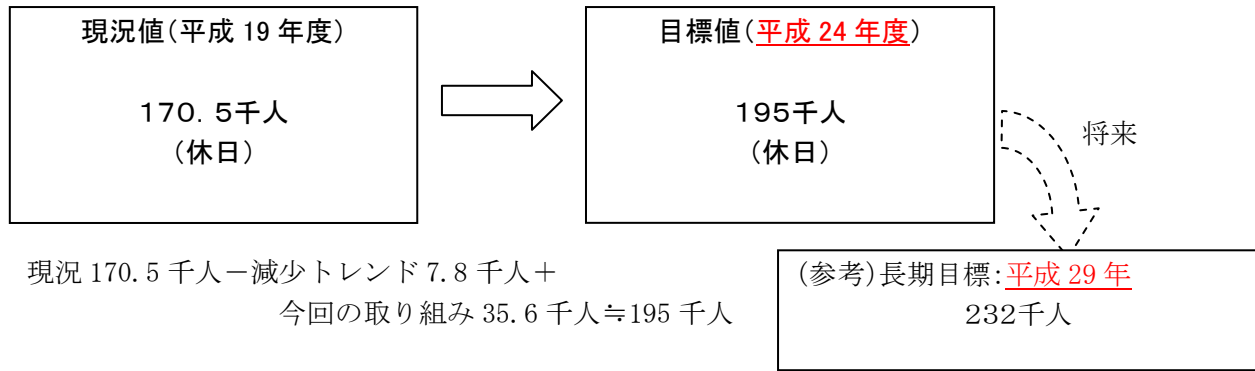
- (3) 略
(4) 具体的な目標値の考え方

1) 「街なかの賑わい創出」の数値目標

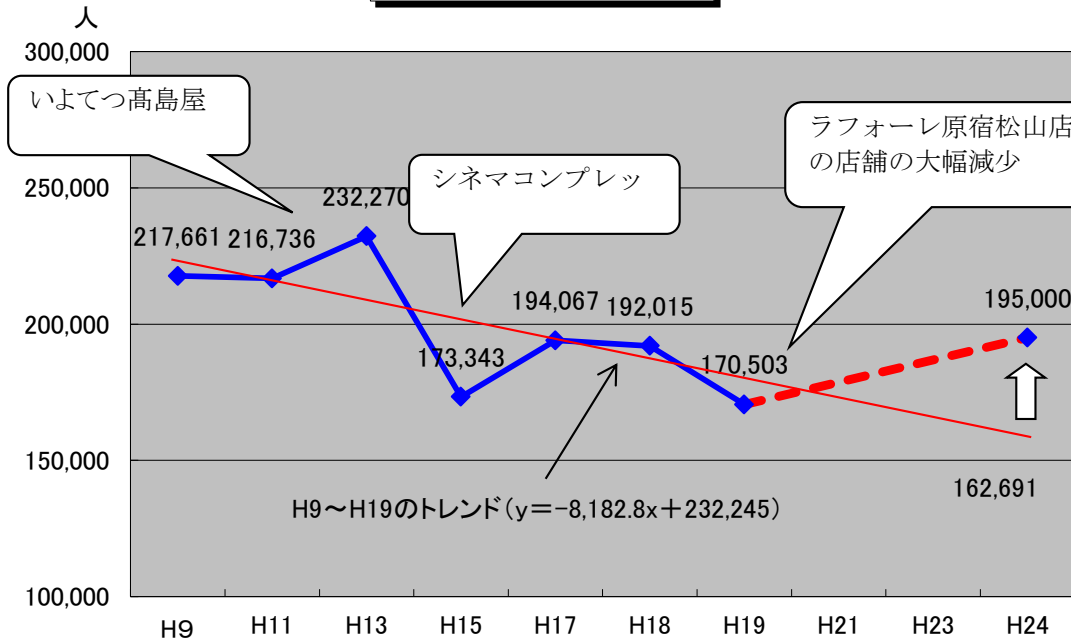
中央商店街の歩行者通行量

(略)

来街者の通行量の目標値（休日）について、J R松山駅周辺整備完成目標年次である平成 29 年の長期目標として、232 千人とし、当面、平成 24 年度においては、平成 17 年度を上回る 195 千人とする。



中央商店街の通行量推移



資料:「中央商店街通行量調査」

(略)

(参考2):将来の街なか居住の増加に伴う効果 2.8 千人

JR 松山駅周辺地区における土地区画整理事業について、平成 32 年の完成時には新たな居住者が約 1,000 人増加するほか、鉄道高架にあわせ西部地区へ路面電車を延伸により、路面電車の利用客も 500 人～1,000 人の増加が見込まれている。これに伴い、中央商店街の通行量は 2.8 千人の増加が見込める。

まちなか居住者増(土地区画整理事業計画):1,000 人

中心市街地街外の路面電車の利用者増:500 人

平成 32 年: (1,000+500) × 34% (※1) × 5.5 回遊 = 2.8 千人増加

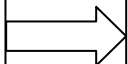
(略)

路面電車の年間乗車人数

中央商店街の来街者の増加、観光交流人口の増加等のための各種事業により活性化する、中心市街地全体の賑わいを計る指標として、中心市街地を環状に走る路面電車の年間乗車人数を指標とし、平成 26 年度の年間乗車人数を、概ね、5 年前の水準である 7,400 千人を目標とする。

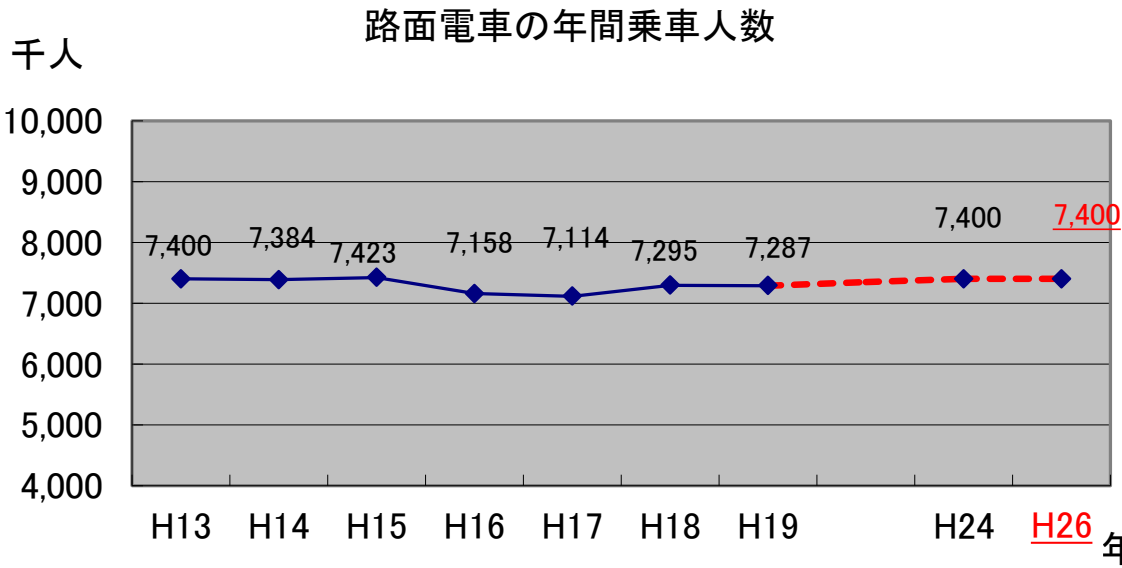
なお、基本計画の終期は当初設定していた平成 25 年 3 月から平成 26 年 7 月へと変更されたが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、目標値は据え置くものとする。

現況値(平成 19 年度)
7,287千人



目標値(平成 26 年度)
7,400千人

7,287 千人 + 乗降客増加分 137.6 千人 ÷ 7,400 千人



(略)

(略)

(参考2):将来の街なか居住の増加に伴う効果 2.8 千人

JR 松山駅周辺地区における土地区画整理事業について、平成 29 年の完成時には新たな居住者が約 1,000 人増加するほか、鉄道高架にあわせ西部地区へ路面電車を延伸により、路面電車の利用客も 500 人～1,000 人の増加が見込まれている。これに伴い、中央商店街の通行量は 2.8 千人の増加が見込める。

まちなか居住者増(土地区画整理事業計画):1,000 人

中心市街地街外の路面電車の利用者増:500 人

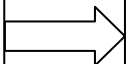
平成 29 年: (1,000+500) × 34% (※1) × 5.5 回遊 = 2.8 千人増加

(略)

路面電車の年間乗車人数

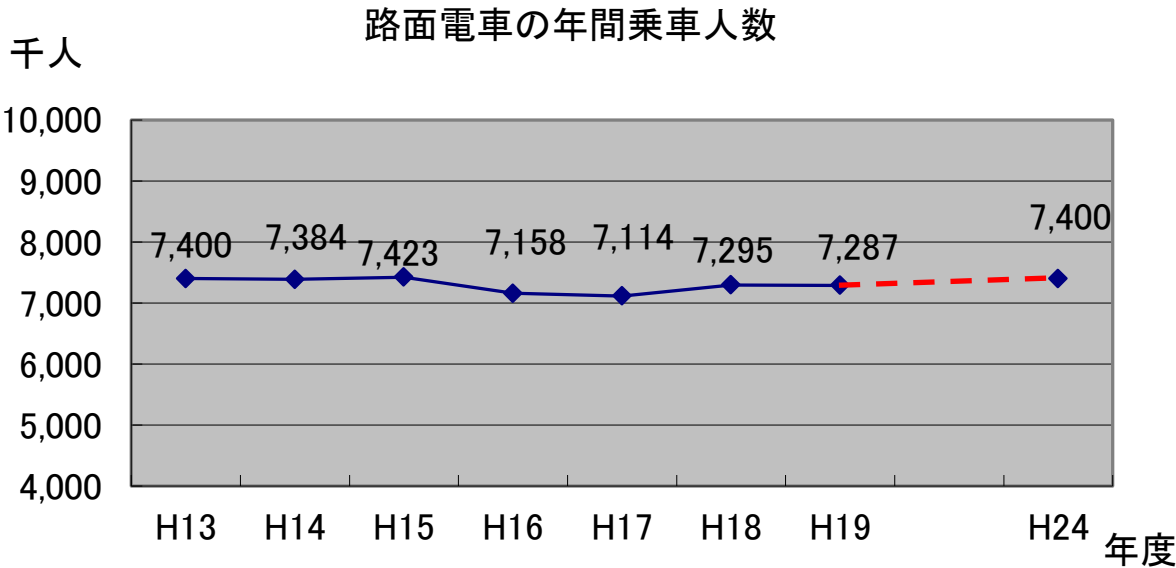
中央商店街の来街者の増加、観光交流人口の増加等のための各種事業により活性化する、中心市街地全体の賑わいを計る指標として、中心市街地を環状に走る路面電車の年間乗車人数を指標とし、平成 24 年度年間乗車人数を、概ね、5 年前の水準である 7,400 千人を目標とする。

現況値(平成 19 年度)
7,287千人



目標値(平成 24 年度)
7,400千人

7,287 千人 + 乗降客増加分 137.6 千人 ÷ 7,400 千人



(略)

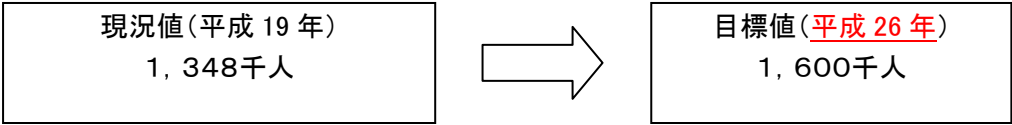
2) 「街なかの観光交流人口の増」の数値目標

中心市街地内の観光客数 ～市有観光5施設の入場者数～

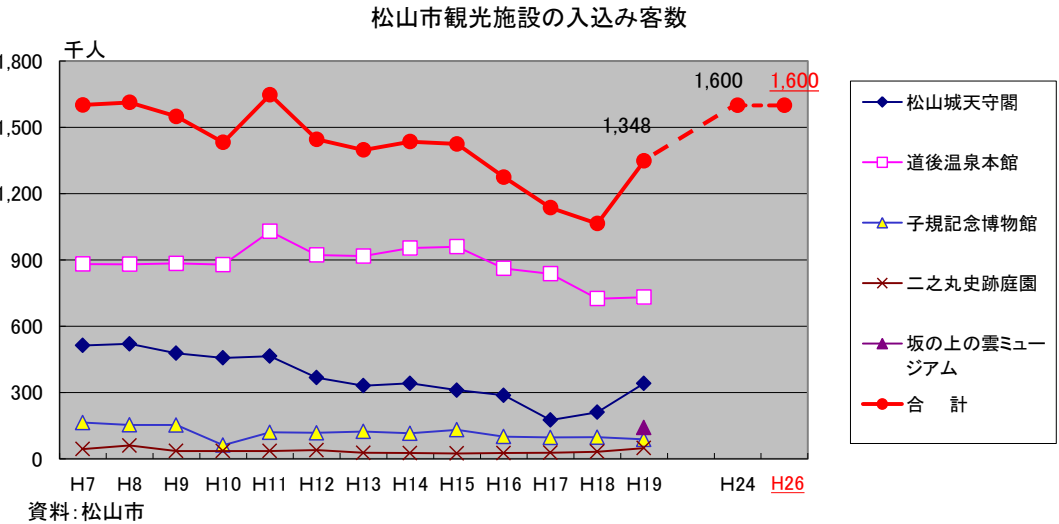
「坂の上の雲」のまちづくりを進める本市の中心市街地は、松山城と道後温泉という2つの観光拠点を有する重要な地域であり、この2つの観光拠点に加えて平成19年4月には坂の上の雲ミュージアムがオープンした。

また、平成21年から23年には、NHKスペシャルドラマ「坂の上の雲」が放映され、そのドラマ効果と本市の新たな観光振興施策との相乗効果により、観光客の増加を見込むものであり、加えてドラマ放映後の観光客の減少を最小限に抑える各種取組みにより、中心市街地に所在する市有観光5施設（松山城、道後温泉本館、子規記念博物館、松山城二之丸史跡庭園、坂の上の雲ミュージアム）の入場者目標数を平成11年のしまなみ海道開通時と同水準の1,600千人とする。

なお、基本計画の終期は当初設定していた平成25年3月から平成26年7月へと変更されたが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、目標値は据え置くものとする。



1,348千人+275千人（入場者増加数）≒1,600千人



(略)

○数値目標設定の根拠
各種事業による効果 275千人増加

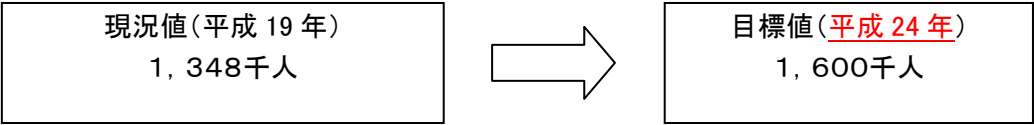
市有観光5施設の名称等	平成19年	入場者増加数			平成26年
		ア. 観光客増分	イ. 訪問率増	計	
(1)松山城天守閣 入場者数	341 千人	84 千人	4 千人	88 千人	429 千人
(2)道後温泉本館 入浴客数	731 千人	78 千人	4 千人	82 千人	813 千人
(3)子規記念博物館 入館者数	87 千人	37 千人	2 千人	39 千人	126 千人
(4)松山城二之丸史跡庭園 入場者数	48 千人	26 千人	1 千人	27 千人	75 千人
(5)坂の上の雲ミュージアム 入館者数	141 千人	37 千人	2 千人	39 千人	180 千人
計	1,348 千人	262 千人	13 千人	275 千人	1,623 千人

2) 「街なかの観光交流人口の増」の数値目標

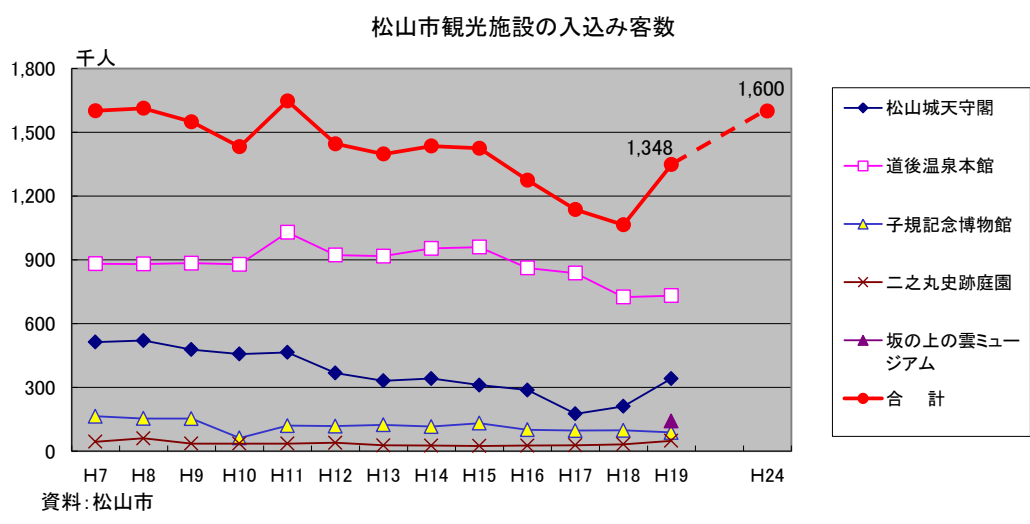
中心市街地内の観光客数 ～市有観光5施設の入場者数～

「坂の上の雲」のまちづくりを進める本市の中心市街地は、松山城と道後温泉という2つの観光拠点を有する重要な地域であり、この2つの観光拠点に加えて平成19年4月には坂の上の雲ミュージアムがオープンした。

また、平成21年から23年には、NHKスペシャルドラマ「坂の上の雲」が放映され、そのドラマ効果と本市の新たな観光振興施策との相乗効果により、観光客の増加を見込むものであり、加えてドラマ放映後の観光客の減少を最小限に抑える各種取組みにより、中心市街地に所在する市有観光5施設（松山城、道後温泉本館、子規記念博物館、松山城二之丸史跡庭園、坂の上の雲ミュージアム）の入場者目標数を平成11年のしまなみ海道開通時と同水準の1,600千人とする。



1,348千人+275千人（入場者増加数）≒1,600千人



(略)

○数値目標設定の根拠
各種事業による効果 275千人増加

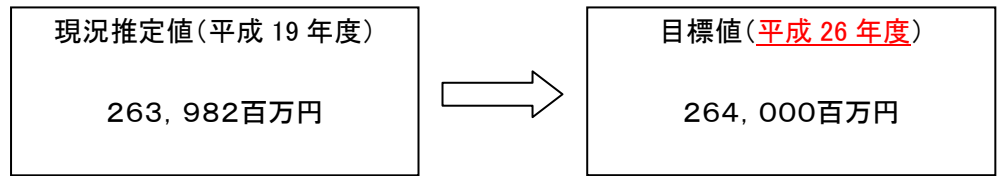
市有観光5施設の名称等	平成19年	入場者増加数			平成24年
		ア. 観光客増分	イ. 訪問率増	計	
(1)松山城天守閣 入場者数	341 千人	84 千人	4 千人	88 千人	429 千人
(2)道後温泉本館 入浴客数	731 千人	78 千人	4 千人	82 千人	813 千人
(3)子規記念博物館 入館者数	87 千人	37 千人	2 千人	39 千人	126 千人
(4)松山城二之丸史跡庭園 入場者数	48 千人	26 千人	1 千人	27 千人	75 千人
(5)坂の上の雲ミュージアム 入館者数	141 千人	37 千人	2 千人	39 千人	180 千人
計	1,348 千人	262 千人	13 千人	275 千人	1,623 千人

3)「街なかの商業活性化」の数値目標

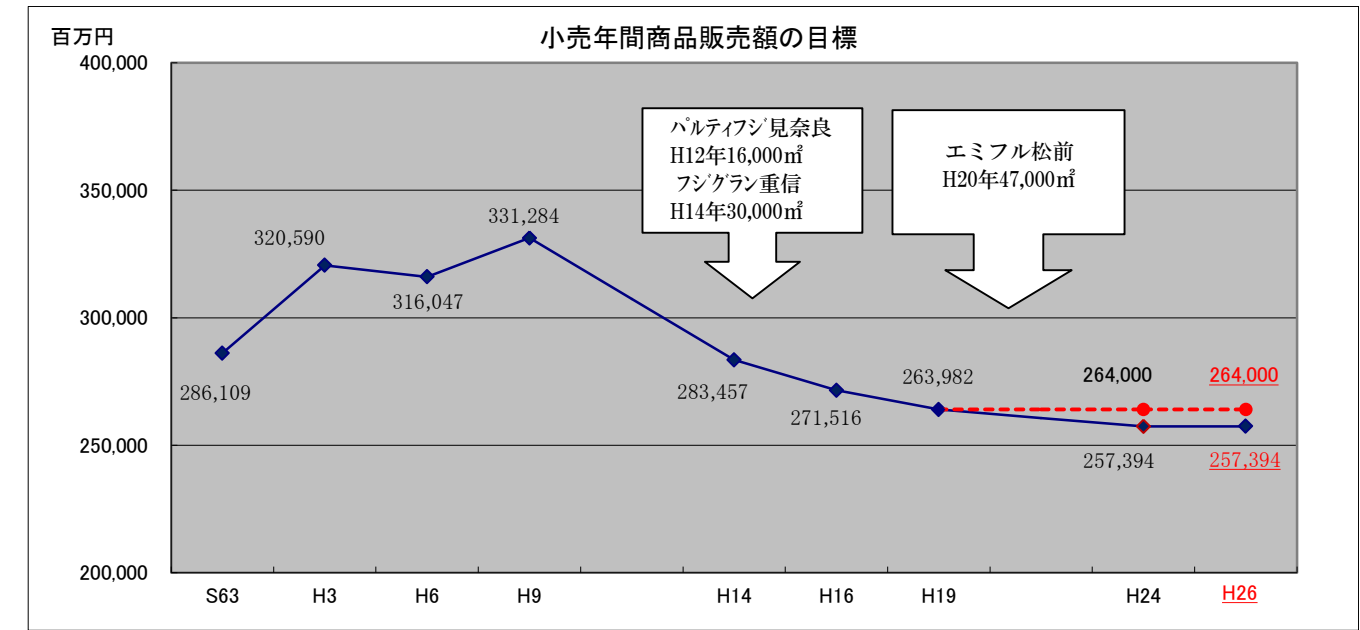
小売年間商品販売額

中心市街地の年間商品販売額は、平成 9 年をピークに減少し平成 16 年ではその約 82%、金額で約 600 億円の減少となっている。また、近隣市町への大規模集客施設立地もあって、本取り組みがなければ今後も減少が続くと予想されるが、今後 5 年 8 箇月間では、観光交流人口の増加による中心市街地での消費の拡大や、新たな商業施設の整備や中央商店街等における販売促進の取り組みにより、年間商品販売額について、平成 19 年の推定値を若干上回る年間 264,000 百万円を目標とする。

なお、基本計画の終期は当初設定していた平成 25 年 3 月から平成 26 年 7 月へと変更されたが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、目標値は据え置くものとする。



現況:263,982 百万円-減少トレンド:6,588 百万円+今回の取り組み:6,741 百万円
≒264,000 百万円



(略)

(参考)将来の街なか居住の増加に伴う効果 1,000 百万円

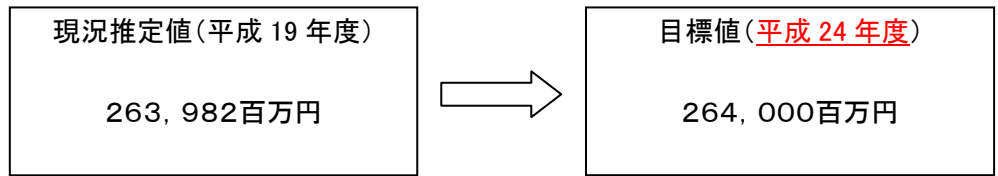
新たなまちづくりをスタートさせる JR 松山駅周辺地区において、平成 32 年の完成時には新たな居住者が、土地区画整理事業や駅前開発によって、約 1,000 人増加することが見込まれ、中心市街地の小売商業販売額、約 1,000 百万円増の効果を図る。

(略)

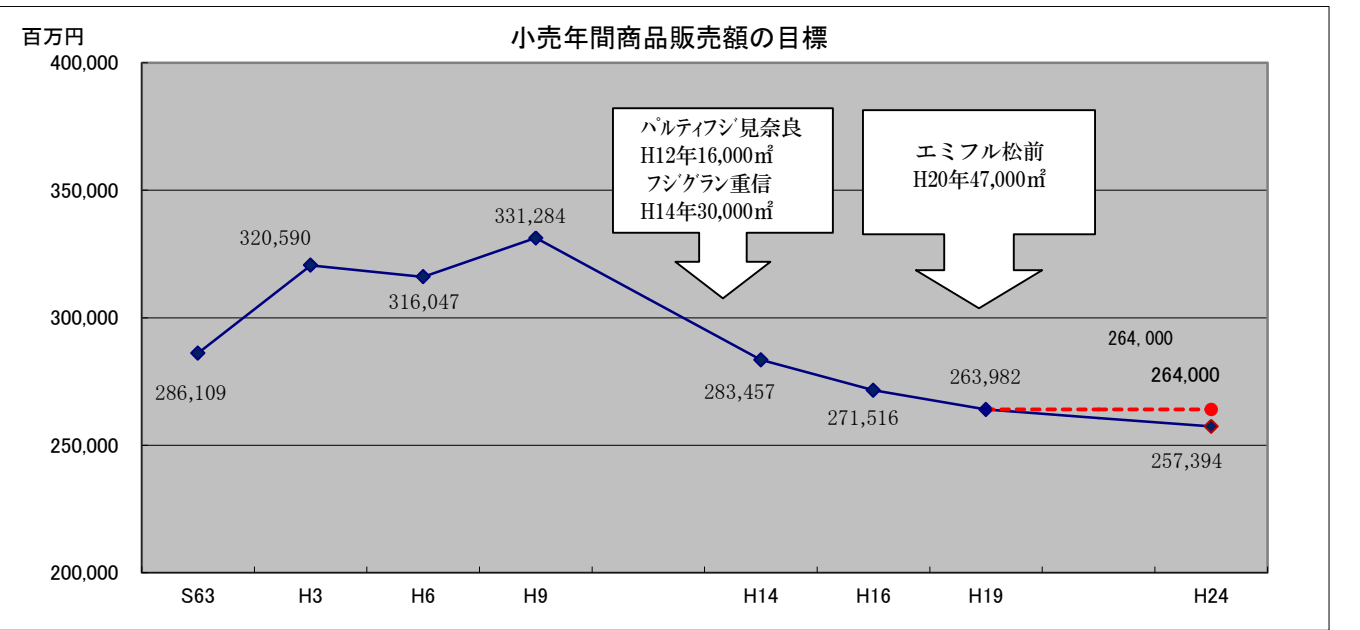
3)「街なかの商業活性化」の数値目標

小売年間商品販売額

中心市街地の年間商品販売額は、平成 9 年をピークに減少し平成 16 年ではその約 82%、金額で約 600 億円の減少となっている。また、近隣市町への大規模集客施設立地もあって、本取り組みがなければ今後も減少が続くと予想されるが、今後 5 年間では、観光交流人口の増加による中心市街地での消費の拡大や、新たな商業施設の整備や中央商店街等における販売促進の取り組みにより、年間商品販売額について、平成 19 年の推定値を若干上回る年間 264,000 百万円を目標とする。



現況:263,982 百万円-減少トレンド:6,588 百万円+今回の取り組み:6,741 百万円
≒264,000 百万円



(略)

(参考)将来の街なか居住の増加に伴う効果 1,000 百万円

新たなまちづくりをスタートさせる JR 松山駅周辺地区において、平成 29 年の完成時には新たな居住者が、土地区画整理事業や駅前開発によって、約 1,000 人増加することが見込まれ、中心市街地の小売商業販売額、約 1,000 百万円増の効果を図る。

(略)

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1]略

[2]具体的整備の内容

(1)略

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>7. 道後温泉地区暮らし・にぎわい再生事業</u> <u>平成25年度～</u>	<u>松山市</u>	<u>道後温泉本館は、重要文化財に指定された道後温泉のシンボルで、年間約 80 万人の入浴客を誇る観光施設でもあるが、老朽化等が指摘され、近い将来の大規模保存修理工事が必須とされている。</u> <u>10 年を超える大規模保存工事の期間中には観光客の減少が懸念されるため、暮らし・にぎわい再生事業を活用して、本館に近接する”道後温泉 椿の湯”を代替施設として建替えるとともに、周辺の街並み景観の改善等に総合的に取り組み、交流人口の底上げを図る。</u>	<u>社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(道後温泉地区))</u> <u>平成 25 年度～</u>	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

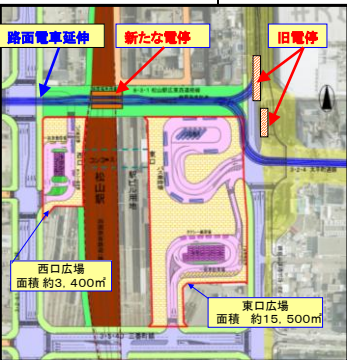
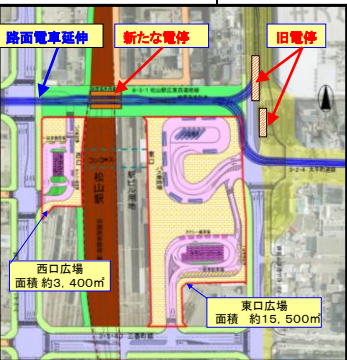
[1]略

[2]具体的整備の内容

(1)略

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>新規追加</u>				

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業					(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
8-①.松山駅周辺土地区画整理事業 約 16.7ha 施行期間平成 20 年度～37 年度(清算期間 4 年含む) 8-②.松山駅前再開発の促進 平成 20 年度～	松山市	①現状 JR 松山駅周辺地区は、南北に縦断するJR予讃線により、東西に分断され、東側については、商業・業務施設が集積し、西側については、都市基盤が未整備な、無秩序な市街地が広がっている。 ②目的 土地区画整理事業とJR松山駅付近連続立体交差事業により、都市基盤施設を整備するものである。 ③事業 バス・タクシー・自家用車をより安全で快適に利用できるように、東口駅前広場を拡張し整備するとともに、西口駅前広場を新設する。 また、環境にやさしい路面電車を東口駅前広場に引き込み、新たに電停をJR駅付近に設置する。加えて鉄道の高架化に伴い、西部環状線まで約 700m延伸する。 ④松山駅前再開発の促進 JR 松山駅周辺まちづくりビジョン(平成 14 年)で位置づけられた、松山駅前地区(大手町通り)の再開発については、まちづくり初動期支援等により、意識啓発、勉強会等を実施し、事業実現を目指す。 この事業により、駅西地区商業系の土地利用、交通結節機能の強化、東西交通の利便性の向上、再開発により、まちの賑わいを創出するとともに、魅力ある都心居住環境の創出を図ることで、将来の交流・居住人口の増加を見込むものである。	社会資本整備 総合交付金 (都市再生区画整理事業) (道路事業(街路)) 補助期間 平成 20 年度～ 32 年度	平成 19 年度都市計画決定	7-①.松山駅周辺土地区画整理事業 約 16.7ha 施行期間平成 20 年度～37 年度(清算期間 4 年含む) 7-②.松山駅前再開発の促進 平成 20 年度～	松山市	①現状 JR 松山駅周辺地区は、南北に縦断するJR予讃線により、東西に分断され、東側については、商業・業務施設が集積し、西側については、都市基盤が未整備な、無秩序な市街地が広がっている。 ②目的 土地区画整理事業とJR松山駅付近連続立体交差事業により、都市基盤施設を整備するものである。 ③事業 バス・タクシー・自家用車をより安全で快適に利用できるように、東口駅前広場を拡張し整備するとともに、西口駅前広場を新設する。 また、環境にやさしい路面電車を東口駅前広場に引き込み、新たに電停をJR駅付近に設置する。加えて鉄道の高架化に伴い、西部環状線まで約 700m延伸する。 ④松山駅前再開発の促進 JR 松山駅周辺まちづくりビジョン(平成 14 年)で位置づけられた、松山駅前地区(大手町通り)の再開発については、まちづくり初動期支援等により、意識啓発、勉強会等を実施し、事業実現を目指す。 この事業により、駅西地区商業系の土地利用、交通結節機能の強化、東西交通の利便性の向上、再開発により、まちの賑わいを創出するとともに、魅力ある都心居住環境の創出を図ることで、将来の交流・居住人口の増加を見込むものである。	社会資本整備 総合交付金 (都市再生区画整理事業) (道路事業(街路)) 補助期間 平成 20 年度～ 32 年度	平成 19 年度都市計画決定
		 					 		

	11.伊予鉄道道後温泉駅周 辺みち再生事業 平成 19 年度～21 年度	松山市	道後の玄関口である道後温泉 駅周辺においては、駅利用者、観 光客、タクシー、車が輻輳し、その 猥雑性が問題視されている。 そこで、歩道の新設及び拡幅に よる歩行者空間の充実、車線の減 少及び一方通行化を行うことによ り、歩行者環境や道路景観の向 上を図るものである。 この事業により、観光スポットで ある、からくり時計のある放生園、 坊っちゃん列車、明治の雰囲気 を残す道後温泉駅周辺において、 歩行者、自動車交通が整除され、 生活者の利便性の向上、観光客 の滞留空間が創出でき、賑わい空 間が創出されるものである。	道路事業（交通 安全施設等整 備事業費補助） 平成 19 年度～ 20 年度 地域活力基盤 創造交付金（道 路事業） 平成 21 年度 				10.伊予鉄道道後温泉駅周 辺みち再生事業 平成 19 年度～21 年度	松山市	道後の玄関口である道後温泉 駅周辺においては、駅利用者、観 光客、タクシー、車が輻輳し、その 猥雑性が問題視されている。 そこで、歩道の新設及び拡幅に よる歩行者空間の充実、車線の減 少及び一方通行化を行うことによ り、歩行者環境や道路景観の向 上を図るものである。 この事業により、観光スポットで ある、からくり時計のある放生園、 坊っちゃん列車、明治の雰囲気 を残す道後温泉駅周辺において、 歩行者、自動車交通が整除され、 生活者の利便性の向上、観光客 の滞留空間が創出でき、賑わい空 間が創出されるものである。	道路事業（交通 安全施設等整 備事業費補助） 平成 19 年度～ 20 年度 地域活力基盤 創造交付金（道 路事業） 平成 21 年度 			
	12.東雲公園リニューアル事業 平成 20 年度	松山市	形状に江戸時代の松山城外堀 の名残をもつ東雲公園は、松山城 の北東に位置し、街区公園として 開設され、保育園等も隣接してい ることから、幅広い年齢層に親しま れている。しかしながら、開設後年 数が経過し、老朽化が著しい施設 の更新や植生の更新等リニューア ル工事を行い、都市緑化の推進、 防災機能、利便性の向上を図る。 この事業により、市民の憩いと 潤いの空間を創出することで、居 住人口の増加を見込むものでは ある。	都市公園事業（都市公園等統 合補助） 平成 20 年度				11.東雲公園リニューアル事業 平成 20 年度	松山市	形状に江戸時代の松山城外堀 の名残をもつ東雲公園は、松山城 の北東に位置し、街区公園として 開設され、保育園等も隣接してい ることから、幅広い年齢層に親しま れている。しかしながら、開設後年 数が経過し、老朽化が著しい施設 の更新や植生の更新等リニューア ル工事を行い、都市緑化の推進、 防災機能、利便性の向上を図る。 この事業により、市民の憩いと 潤いの空間を創出することで、居 住人口の増加を見込むものでは ある。	都市公園事業（都市公園等統 合補助） 平成 20 年度			

	<u>13.</u>下水道地震対策緊急整備事業 平成 20 年度～24 年度	松山市	市内中心部の合流式管渠やその周辺の初期に整備した分流式管渠においては耐震化されていないため、地震時における最低限有すべき機能の確保を目的に、汚水幹線・枝線の耐震補強、液状化地盤の人孔浮上対策、マンホールトイレの設置を行う。 この事業により、災害に強い中心市街地となり、来街者が安心して訪れることができ、まちの賑わいにも寄与するものである。	社会資本整備 総合交付金（下水道事業） 平成 20 年度～24 年度				<u>12.</u>下水道地震対策緊急整備事業 平成 20 年度～24 年度	松山市	市内中心部の合流式管渠やその周辺の初期に整備した分流式管渠においては耐震化されていないため、地震時における最低限有すべき機能の確保を目的に、汚水幹線・枝線の耐震補強、液状化地盤の人孔浮上対策、マンホールトイレの設置を行う。 この事業により、災害に強い中心市街地となり、来街者が安心して訪れることができ、まちの賑わいにも寄与するものである。	社会資本整備 総合交付金（下水道事業） 平成 20 年度～24 年度		
	<u>14.</u>大街道二丁目東地区優良建築物等整備事業 （ラフォーレ原宿・松山跡地商業等複合ビル建設） 平成21年度～26年度	森ビル(株)	本市が再開発事業の計画的な推進を図るために策定している「松山市市街地再開発事業基本構想」の要整備地区の 10 箇所の中に位置づけている。 本地区では、平成 20 年 1 月にラフォーレ原宿・松山が老朽化に伴い閉館しているが、商店街の通行客の減少や売上げ低下の歯止め策として、早期実施を図る必要が高い事業である。	社会資本整備 総合交付金（優良建築物等整備事業） 平成 21 年度～平成 26 年度				<u>13.</u>大街道二丁目東地区優良建築物等整備事業 （ラフォーレ原宿・松山跡地商業等複合ビル建設） 平成21年度～26年度	森ビル(株)	本市が再開発事業の計画的な推進を図るために策定している「松山市市街地再開発事業基本構想」の要整備地区の 10 箇所の中に位置づけている。 本地区では、平成 20 年 1 月にラフォーレ原宿・松山が老朽化に伴い閉館しているが、商店街の通行客の減少や売上げ低下の歯止め策として、早期実施を図る必要が高い事業である。	社会資本整備 総合交付金（優良建築物等整備事業） 平成 21 年度～平成 26 年度		
	<u>15.</u>二番町三丁目南地区優良建築物等整備事業 平成22年度～24年度	二番町三丁目南地区整備組合	本市が再開発事業の計画的な推進を図るために策定している「松山市市街地再開発事業基本構想」の要整備地区の 10 箇所の中に位置づけている。 本事業は、事務所や店舗と併設した大街道商店街のアクセス拠点としての駐車場整備を行なうもので、商店街の通行客の減少や売上げ低下の歯止め策として、早期実施を図る必要が高い事業である。 ・面積： 約 0.18ha ・整備内容： 延べ面積 約 6,600 m² 主用途（銀行・駐車場等）	社会資本整備 総合交付金（優良建築物等整備事業） 平成 22 年度～24 年度				<u>14.</u>二番町三丁目南地区優良建築物等整備事業 平成22年度～24年度	二番町三丁目南地区整備組合	本市が再開発事業の計画的な推進を図るために策定している「松山市市街地再開発事業基本構想」の要整備地区の 10 箇所の中に位置づけている。 本事業は、事務所や店舗と併設した大街道商店街のアクセス拠点としての駐車場整備を行なうもので、商店街の通行客の減少や売上げ低下の歯止め策として、早期実施を図る必要が高い事業である。 ・面積： 約 0.18ha ・整備内容： 延べ面積 約 6,600 m² 主用途（銀行・駐車場等）	社会資本整備 総合交付金（優良建築物等整備事業） 平成 22 年度～24 年度		

	<u>16.千舟町四丁目北地区 優良建築物等整備事業 平成23年度～24年度</u>	春陽マリン (株)	中心市街地活性化に向けた企 業誘致の受け皿施設として、ま た、都心居住による賑わい再生に 寄与する施設として、店舗、事務 所、賃貸住宅、駐車場等の整備を 行うもので、早期実施を図る必要 が高い事業である。 ・面積: 約 0.18ha ・整備内容: 延べ面積 約 11,400 m ² ・主用途 店舗、テナント(オフィス)、賃貸住 宅、駐車場等	社会資本整備 総合交付金(優 良建築物等整 備事業)	平成 23 年度～ 24 年度			<u>15.千舟町四丁目北地区 優良建築物等整備事業 平成23年度～24年度</u>	春陽マリン (株)	中心市街地活性化に向けた企 業誘致の受け皿施設として、ま た、都心居住による賑わい再生に 寄与する施設として、店舗、事務 所、賃貸住宅、駐車場等の整備を 行うもので、早期実施を図る必要 が高い事業である。 ・面積: 約 0.18ha ・整備内容: 延べ面積 約 11,400 m ² ・主用途 店舗、テナント(オフィス)、賃貸住 宅、駐車場等	社会資本整備 総合交付金(優 良建築物等整 備事業)	平成 23 年度～ 24 年度		
	<u>17.二番町三丁目南第一地 区 優良建築物等整備事業 平成25年度～26年度</u>	(有)ゴンドラ	<u>本市中心地区にある大街道商 店街の周辺地区で商業ビルを建 築するとともに、地区全体の環境 改善と安全かつ快適な歩行者空 間の確保を図ることで、賑わい再 生や雇用創出等、中心市街地の 活性化を行うもので、早期実施を 図る必要性の高い事業である。</u> ・面積: 約 0.1ha ・整備内容: 店舗(物販、飲食等)	社会資本整備 総合交付金(優 良建築物等整 備事業)	平成 25 年度～ 26 年度			<u>新規追加</u>						
	<u>18.花園町線整備事業 平成24年度～</u>	松山市	本路線は、市内公共交通機関 の拠点である伊予鉄道松山市駅 と市民や観光客が自由に集い憩 える緑豊かな城山公園とを結ぶ路 線で、沿線には様々な商業施設 などが立地しているが、慢性的な 放置自転車によって、歩行者や自 転車の通行に支障をきたしてい る。 そこで、電線類の無電柱化事 業に合わせて、道路空間の再配 分および道路景観整備をおこなう ものである。 この事業により、本市防災計画 の一次避難地である城山公園 へ、円滑かつ迅速に避難できる経 路を確保するとともに、歩行者や 自転車にやさしい道路空間を形 成し、都市景観及びまちの賑わい 創出を図るものである。	社会資本整備 総合交付金(道 路事業(街路)) 平成 24 年度～			<u>16.花園町線整備事業 平成24年度～</u>	松山市	本路線は、市内公共交通機関 の拠点である伊予鉄道松山市駅 と市民や観光客が自由に集い憩 える緑豊かな城山公園とを結ぶ路 線で、沿線には様々な商業施設 などが立地しているが、慢性的な 放置自転車によって、歩行者や自 転車の通行に支障をきたしてい る。 そこで、電線類の無電柱化事 業に合わせて、道路空間の再配 分および道路景観整備をおこなう ものである。 この事業により、本市防災計画 の一次避難地である城山公園 へ、円滑かつ迅速に避難できる経 路を確保するとともに、歩行者や 自転車にやさしい道路空間を形 成し、都市景観及びまちの賑わい 創出を図るものである。	社会資本整備 総合交付金(道 路事業(街路)) 平成 24 年度～				

	<u>19</u> .二番町線整備事業 平成22年度～	松山市	中心市街地を東西に走る「市道二番町線」は、慢性的な路上駐車や放置自転車によって、歩行者や自転車の通行に支障をきたしている。 そこで、本市が進める「歩いて暮らせるまちづくり」の実現に向け、電線類の無電柱化事業にあわせて、道路空間の再配分および道路景観整備を行うものである。 この事業により、歩行者や自転車にやさしい道路空間を形成するとともに、荷捌き車両、客待ちタクシーの道路利用に関するルールを定め、自動車交通の円滑化を図るものである。	社会資本整備 総合交付金(道路事業(街路)) 平成 22 年度～			<u>17</u> .二番町線整備事業 平成22年度～	松山市	中心市街地を東西に走る「市道二番町線」は、慢性的な路上駐車や放置自転車によって、歩行者や自転車の通行に支障をきたしている。 そこで、本市が進める「歩いて暮らせるまちづくり」の実現に向け、電線類の無電柱化事業にあわせて、道路空間の再配分および道路景観整備を行うものである。 この事業により、歩行者や自転車にやさしい道路空間を形成するとともに、荷捌き車両、客待ちタクシーの道路利用に関するルールを定め、自動車交通の円滑化を図るものである。	社会資本整備 総合交付金(道路事業(街路)) 平成 22 年度～	
	<u>20</u> .中央循環線整備事業 平成22年度～	松山市	国道196号と道後地区を連絡する「市道中央循環線」は、本市を代表する道路であり、防災計画の主要避難路にも指定されている。 そこで、電線類の無電柱化事業にあわせて、歩道のバリアフリー化や安全・快適な自転車走行空間の整備を行うものである。 この事業により、無電柱化区間の連続性が確保され、災害に強いまちの形成、情報通信ネットワークの信頼性向上、快適な都市景観の創出を図るものである。	社会資本整備 総合交付金(道路事業(街路)) 平成 22 年度～			<u>18</u> .中央循環線整備事業 平成22年度～	松山市	国道196号と道後地区を連絡する「市道中央循環線」は、本市を代表する道路であり、防災計画の主要避難路にも指定されている。 そこで、電線類の無電柱化事業にあわせて、歩道のバリアフリー化や安全・快適な自転車走行空間の整備を行うものである。 この事業により、無電柱化区間の連続性が確保され、災害に強いまちの形成、情報通信ネットワークの信頼性向上、快適な都市景観の創出を図るものである。	社会資本整備 総合交付金(道路事業(街路)) 平成 22 年度～	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業					(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
21.石垣等保存修理 平成19年度～20年度	松山市	① 現況 史跡松山城跡の石垣は、加藤嘉明が築いたものが大半を占め、屏風折石垣や登り石垣が見せる軍事目的を超えた芸術性は、松山城の魅力の一つとなっている。 これら、様々な表情をもつ石垣は、園内の木根や地震の影響によって、一部損傷を受けたり、変形をおこしたりしている。 ② 目的 史跡の維持保全を通して、松山の歴史を発信するとともに、松山城の魅力を高めた、市民や観光客の憩いと集いの場の提供によって、回遊性、満足度の向上を図る。 ③ 事業内容 史跡の保全・修復の一環として継続的に取組む事業の中で、城山公園の第1期整備にあわせて、黒門跡石垣の修復を行う。 三之丸から二之丸、本丸へつづく登城入り口となる黒門跡石垣の修復は、第1期整備と同時期に行うことで、園内の回遊動線が整理され、各施設への来場者数、観光滞在者数の増加が見込まれる。	国宝重要文化財等保存整備費 平成 19 年度～20 年度		19.石垣等保存修理 平成19年度～20年度	松山市	④ 現況 史跡松山城跡の石垣は、加藤嘉明が築いたものが大半を占め、屏風折石垣や登り石垣が見せる軍事目的を超えた芸術性は、松山城の魅力の一つとなっている。 これら、様々な表情をもつ石垣は、園内の木根や地震の影響によって、一部損傷を受けたり、変形をおこしたりしている。 ⑤ 目的 史跡の維持保全を通して、松山の歴史を発信するとともに、松山城の魅力を高めた、市民や観光客の憩いと集いの場の提供によって、回遊性、満足度の向上を図る。 ⑥ 事業内容 史跡の保全・修復の一環として継続的に取組む事業の中で、城山公園の第1期整備にあわせて、黒門跡石垣の修復を行う。 三之丸から二之丸、本丸へつづく登城入り口となる黒門跡石垣の修復は、第1期整備と同時期に行うことで、園内の回遊動線が整理され、各施設への来場者数、観光滞在者数の増加が見込まれる。	国宝重要文化財等保存整備費 平成 19 年度～20 年度	

(4) 国の支援がないその他の事業						(4) 国の支援がないその他の事業					
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項		事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	
<u>22.</u> 千舟町古川線右折レーン新設事業 平成 21 年度	松山市	平成 20 年度から現敷地において建替えが行われる愛媛県立中央病院(P102 参照)前の道路は片側 1 車線で右折レーンが無く、渋滞を引き起こす要因となっているため、早急な改善が求められている。 この事業により、病院前の道路の渋滞緩和を図ることにより、周辺地域が住みやすい生活環境となり、あわせて、病院利用者の利便性の向上を図るものである。		20. 千 舟 町 古 川 線 右 折 レーン新設事業 平成 21 年度		<u>20.</u> 千舟町古川線右折レーン新設事業 平成 21 年度	松山市	平成 20 年度から現敷地において建替えが行われる愛媛県立中央病院(P102 参照)前の道路は片側 1 車線で右折レーンが無く、渋滞を引き起こす要因となっているため、早急な改善が求められている。 この事業により、病院前の道路の渋滞緩和を図ることにより、周辺地域が住みやすい生活環境となり、あわせて、病院利用者の利便性の向上を図るものである。		20. 千 舟 町 古 川 線 右 折 レーン新設事業 平成 21 年度	
<u>23.</u> 松山市自転車等駐車対策協議会での条例検討 平成 20 年度～	松山市	中心部における放置自転車対策の強化を目指し、現在、駐輪場の附置義務の規制対象となっていない事務所ビルを附置義務対象施設に追加することや、放置禁止区域以外での放置自転車の警告から撤去までの時間短縮など、現行の「松山市自転車等の駐車対策に関する条例」の見直し検討を総合的に行い、条例改正を行う。 この事業により、民間による駐輪場整備を促進し、中心市街地内の放置自転車を減少させ、快適な歩行空間による回遊性と道路景観の向上により、暮らしやすい生活空間となるものである。				<u>21.</u> 松山市自転車等駐車対策協議会での条例検討 平成 20 年度～	松山市	中心部における放置自転車対策の強化を目指し、現在、駐輪場の附置義務の規制対象となっていない事務所ビルを附置義務対象施設に追加することや、放置禁止区域以外での放置自転車の警告から撤去までの時間短縮など、現行の「松山市自転車等の駐車対策に関する条例」の見直し検討を総合的に行い、条例改正を行う。 この事業により、民間による駐輪場整備を促進し、中心市街地内の放置自転車を減少させ、快適な歩行空間による回遊性と道路景観の向上により、暮らしやすい生活空間となるものである。			
<u>24.</u> 自転車の路上駐輪施設の整備 平成 19 年度～	松山市	道路法改正により、道路空間を占有して自転車駐輪場が整備可能になったことから、伊予鉄道古町駅（郊外電車、路面電車の結節点で駅のバリアフリー工事は終了）の駅前において、駐輪場スペースを整備した。引き続き、銀天街の南に位置し、銀天街への自転車来街者の駐輪場として有効な中之川通り線において、路上駐輪場について関係機関と協議し整備に取り組む。				<u>22.</u> 自転車の路上駐輪施設の整備 平成 19 年度～	松山市	道路法改正により、道路空間を占有して自転車駐輪場が整備可能になったことから、伊予鉄道古町駅（郊外電車、路面電車の結節点で駅のバリアフリー工事は終了）の駅前において、駐輪場スペースを整備した。引き続き、銀天街の南に位置し、銀天街への自転車来街者の駐輪場として有効な中之川通り線において、路上駐輪場について関係機関と協議し整備に取り組む。			

			この事業により、生活道路から 放置自転車をなくし住みやす いまちにするとともに、利便性 の向上により、来街者の増加に 貢献するものである。						この事業により、生活道路から 放置自転車をなくし住みやす いまちにするとともに、利便性 の向上により、来街者の増加に 貢献するものである。				
<u>25.</u> 新たなまちづくりに向け た、まちづくり初動期支援事 業 平成 19 年度～	松山市 中心市街地 活性化協議 会 関 係 権 利 者	①現況 旧基本計画において、再開発 等まちづくり事業計画が計画され ていたものの、いずれも未実施 で、優良建築物等整備事業でい よてつ高島屋の増床が行われた のみである。中央商店街において は、耐震基準に満たない老朽化し た低層建物が多く、商業空間とし て魅力が疎外されつつある。 ②目的 土地の高度利用を図るため建 物の高度化や良好な商業空間づ くりのため、再開発や協調建て替 え等民間が行う「まち更新」に向け た様々な活動に対し、支援を行 う。 ③事業内容 中心市街地活性化協議会にお いて、低未利用地調査や適地調 査、地権者アンケート、地区更新 モデル調査等を実施し、住民への 説明会やシンポジウム等の開催に より、まちづくりへの啓発を行う。 また、旧中心市街地活性化基 本計画に位置づけられている地 域等においては、講師派遣等のま ちづくり勉強会の支援を行う。 更に、市民に対しては、まちな か居住の魅力をフォーラム等の開 催により広く情報発信し居住促進 を図る。 この事業により、中心市街地 における権利者との協働により、将 来に向けた、まちの更新、再開 発、まちなか居住につなげていく ものである。						<u>23.</u> 新たなまちづくりに向け た、まちづくり初動期支援事 業 平成 19 年度～	松山市 中心市街地 活性化協議 会 関 係 権 利 者	①現況 旧基本計画において、再開発 等まちづくり事業計画が計画され ていたものの、いずれも未実施 で、優良建築物等整備事業でい よてつ高島屋の増床が行われた のみである。中央商店街において は、耐震基準に満たない老朽化し た低層建物が多く、商業空間とし て魅力が疎外されつつある。 ②目的 土地の高度利用を図るため建 物の高度化や良好な商業空間づ くりのため、再開発や協調建て替 え等民間が行う「まち更新」に向け た様々な活動に対し、支援を行 う。 ③事業内容 中心市街地活性化協議会にお いて、低未利用地調査や適地調 査、地権者アンケート、地区更新 モデル調査等を実施し、住民への 説明会やシンポジウム等の開催に より、まちづくりへの啓発を行う。 また、旧中心市街地活性化基 本計画に位置づけられている地 域等においては、講師派遣等のま ちづくり勉強会の支援を行う。 更に、市民に対しては、まちな か居住の魅力をフォーラム等の開 催により広く情報発信し居住促進 を図る。 この事業により、中心市街地 における権利者との協働により、将 来に向けた、まちの更新、再開 発、まちなか居住につなげていく ものである。			

26.まつやまインフォメーション(まちかど案内情報発信事業)
平成 16 年度～

松山市

① 現状

回遊情報発信事業として、現在中心市街地を中心に 13 台設置（内中心市街地内 11 台）された、まちかど案内情報発信施設「タウンボード」において映像ディスプレイやタッチパネル、ポスター、チラシ、携帯電話 QRコードにより、観光客・市民に対し観光・生活等に係る情報を発信し、賑わいや回遊性の向上を図っている。

また、携帯電話用 WEB サイトとして「ハイクナビ」も整備され、携帯電話からの情報も入手できるようになっている。

② 機能強化

今後、より一層の情報発信機能を強化するため、各種コンテンツ及び情報発信端末手段の充実や監視カメラ、ソーラーパネルの追加を検討するなど、公共空間端末及び携帯電話等により松山の各種情報を提供する。

③ 連携事業「おいでナビ」(P114 参照)

近年増え続ける携帯電話を活用し、中央商店街が実施している情報発信事業。

この事業により、まちの魅力を発信し、市民、観光客が簡単にまち情報、観光情報を入手していたくことが、回遊性、利便性の向上につながり、観光客や来街者を増やすものである。



24.まつやまインフォメーション(まちかど案内情報発信事業)
平成 16 年度～

松山市

② 現状

回遊情報発信事業として、現在中心市街地を中心に 13 台設置（内中心市街地内 11 台）された、まちかど案内情報発信施設「タウンボード」において映像ディスプレイやタッチパネル、ポスター、チラシ、携帯電話 QRコードにより、観光客・市民に対し観光・生活等に係る情報を発信し、賑わいや回遊性の向上を図っている。

また、携帯電話用 WEB サイトとして「ハイクナビ」も整備され、携帯電話からの情報も入手できるようになっている。

② 機能強化

今後、より一層の情報発信機能を強化するため、各種コンテンツ及び情報発信端末手段の充実や監視カメラ、ソーラーパネルの追加を検討するなど、公共空間端末及び携帯電話等により松山の各種情報を提供する。

④ 連携事業「おいでナビ」(P114 参照)

近年増え続ける携帯電話を活用し、中央商店街が実施している情報発信事業。

この事業により、まちの魅力を発信し、市民、観光客が簡単にまち情報、観光情報を入手していたくことが、回遊性、利便性の向上につながり、観光客や来街者を増やすものである。



6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
1.地域優良賃貸住宅の建設助成の優先的配分 平成20年度～	松山市	子育て世帯、高齢者世帯等の居住の安定に配慮が必要な世帯を入居対象とした民間賃貸住宅について、毎年度、 <u>地域優良賃貸住宅2棟分</u> の建設整備費及び家賃低廉化助成の枠を設け、中心市街地活性化区域内の事業を認定する際には、優先的な採択や駐車場台数の軽減等の優遇策を講じるものである。 この事業により、中心市街地への良質な賃貸住宅の誘導を行い、まちなか居住を促進するものである。	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業） 平成 20 年度～25 年度	

(3) 略

(4) 略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
1.地域優良賃貸住宅(<u>高齢者型、一般型</u>)の建設助成の優先的配分 平成 20 年度～	松山市	子育て世帯、高齢者世帯等の居住の安定に配慮が必要な世帯を入居対象とした民間賃貸住宅について、毎年度、 <u>高齢者型・一般型それぞれ1棟分</u> の建設整備費及び家賃低廉化助成の枠を設け、中心市街地活性化区域内の事業を認定する際には、優先的な採択や駐車場台数の軽減等の優遇策を講じるものである。 この事業により、中心市街地への良質な賃貸住宅の誘導を行い、まちなか居住を促進するものである。	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業） 平成 20 年度～25 年度	

(3) 略

(4) 略

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

中心市街地活性化事業実施位置図

